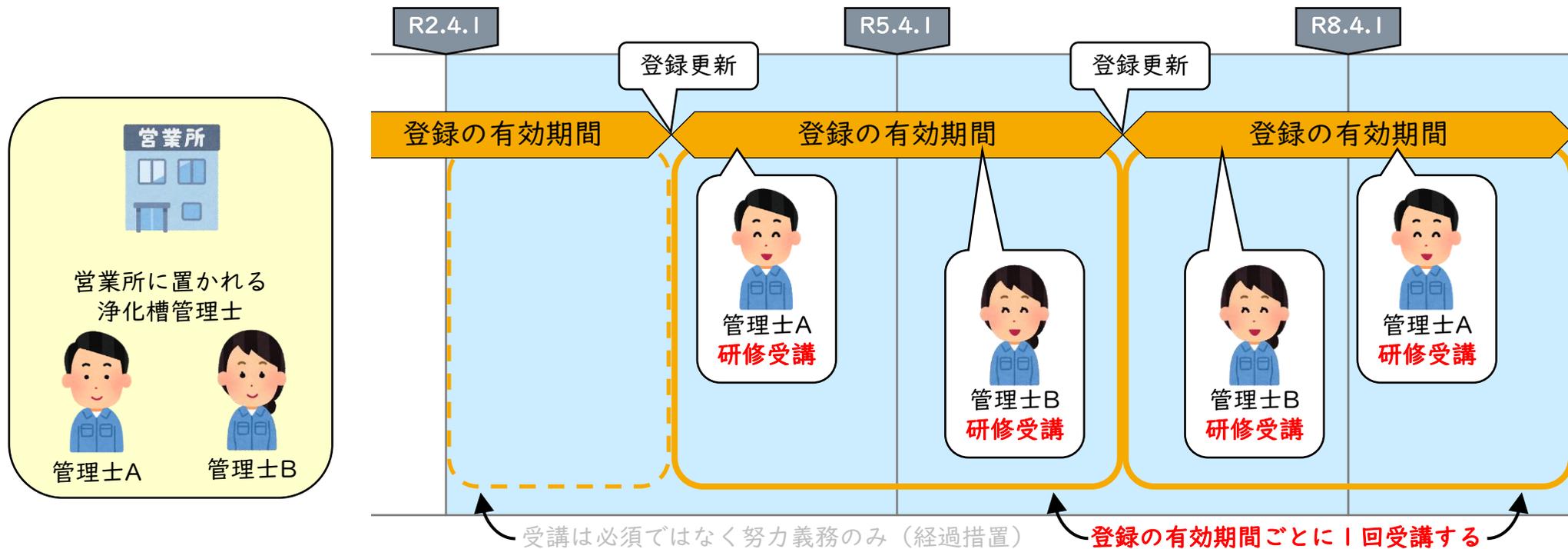


浄化槽保守点検業者は登録の有効期間（3年間）ごとに
 浄化槽管理士へ**必ず**研修を受講させてください。



ポイント1

令和2年度より、浄化槽保守点検業者は営業所に置かれる浄化槽管理士について、浄化槽の保守点検に関する研修を受講する機会を確保するよう努めることが必要になりました。

ポイント2

令和5年度以降に登録（新規・更新）を受けるときは、**登録申請書に記載した全ての浄化槽管理士が研修を受講していることが必要です。**

申請時に「研修の修了証の写し」を提出することになります。

ポイント3

研修の受講は、浄化槽保守点検業の登録の有効期間ごとに1回必要になります。

ただし、この期間に新規に浄化槽管理士の免許を取得した者については、受講の必要はありません。

浄化槽保守点検業の各手続きと浄化槽管理士研修の受講期間との関係

基本的な考え方

- ・経過措置があるため令和5年4月1日以降に浄化槽保守点検業の登録（新規、更新いずれの場合も）となる場合に研修の受講が必須となります。
- ・浄化槽保守点検業の登録の有効期間（3年間）ごとに研修を受講しますので、事業者によって受講しなければならない期間が異なります。
- ・同期間に新規に浄化槽管理士の免許を取得した者は受講不要です。
- ・同期間に長崎県外の指定検査機関（例：各地の浄化槽協会）等が行う研修でも認められることがありますので、ご検討の場合はご相談ください。

登録を更新するとき（更新申請）

更新前の（現在の）有効期間の間に研修を受講していることが必要です。

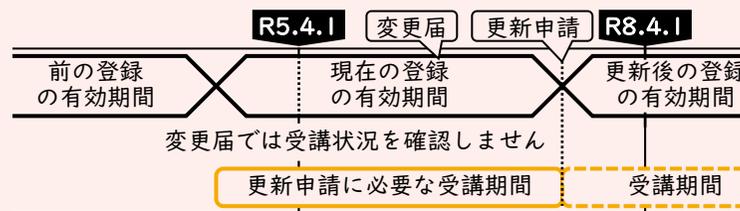


管理士を追加するとき（変更届）

現在の登録の有効期間の開始の日はどちらにあてはまりますか？

①令和5年3月31日以前

今回の変更届には研修の受講は必須ではありません（経過措置）。



②令和5年4月1日以降

有効期間の開始の日の3年前の日から管理士を追加する日までの期間に研修を受講していることが必要です。



●登録の申請又は管理士を追加する変更届を提出するときは新たに次の事項の記載、添付書類が必要です。

- ・管理士の研修の受講状況を記入ください。特に、管理士を追加する変更届（右の説明の②）の際に忘れやすいのでご注意ください（「変更内容」「新」欄に記載する）。
- ・添付書類として「研修の修了証の写し」を追加ください。（新規免許取得者の場合は不要）
- ・経過措置の対象となる変更届（右の説明の①）の場合は従来通りの記載方法、添付書類であり、上記対応は不要です。